

## 「人権侵害救済機関設置法案」国会提出に反対を求める意見書

現在、法務省は、新たな人権侵害救済機関を設置するとして「人権侵害救済機関設置法案」を今通常国会に提出するとの意向を示している。

地方自治体としても、各地に人権擁護事務も扱う法務局並びに人権擁護委員が配されていることから看過できない。人権の尊重は、住民生活にも関わる基本的且つ重要な問題であるが、以下の点につき疑義があり、この度の法案提出には賛成できない。

一、年間発生する約二万件余の人権侵害事件の殆どが、現行の人権擁護制度で解決しています。また、「児童虐待防止法」や「配偶者からの暴力防止法」や「障害者虐待防止法」など、人権侵害を具体的に取り締まる多くの個別法が存在している今日、新たに「人権侵害」を救済しなければならぬ法案を作ることには屋上屋を重ねるものであり、法案の必要性は理解し難い。もし、個別法に時代の進展と実情にそぐわない点があれば、個別法の改正で不備を補うべきである。

二、この法案は、平成十七年当時、「人権擁護法案」として立法化の動きがあった際、「人権侵害」の定義が曖昧で不明確なことから、表現の自由を侵害し、民主主義を崩壊させかねないとして、多くの識者や議員から批判を受け見送られた経緯がある。

三、法務省のめざす「人権侵害救済機関」は、国家行政組織法第三条に基づくもの（「三条委員会」としているが、そもそも「三条委員会」は、内閣の指揮監督を受けない強い権限を持つ独立機関であって、「行政権は、内閣に属する」（憲法六十五条）や「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う」（憲法六十六条）の規定の観点から、憲法上も相当の理由がない限り安易な設置は認められない。

それにも拘わらず法務省は、人権侵害の定義はじめ詳細を明らかにしないまま、新たな人権救済機関を国の独立機関として強引に設置しようとしており、容認できない。

よって、本議会は、政府、国会、法務省に対し、新たな人権侵害救済機関を設置することに反対の意見を表明するものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月二十三日